

平成27年第4回和水町議会臨時会会議録

平成27年6月30日平成27年第4回和水町議会臨時会を議場に招集された。

1. 平成27年6月30日午前10時00分招集
2. 平成27年6月30日午前10時00分開会
3. 平成27年6月30日午前10時52分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生 山 敬 之	2番 森 潤 一 郎	3番 蒲 池 恭 一
4番 豊 後 力	5番 荒 木 政 士	6番 松 村 慶 次
7番 小 山 暁	8番 高 巢 泰 廣	9番 庄 山 忠 文
10番 池 田 龍之介	11番 杉 村 幸 敏	12番 笹 渕 賢 吾
13番 荒 木 拓 馬	14番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼農林振興課長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税 務 住 民 課 長	山 下 仁	健 康 福 祉 課 長	今 村 裕 司
経 済 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学 校 教 育 課 長	吉 田 収	社 会 教 育 課 長	豊 後 正 弘
学 校 統 合 推 進 室 長	樋 口 哲 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 原 忠 邦
町立病院事務部長	堤 一 徳	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	坂 本 誠 司

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号 平成27年度和水町一般会計補正予算(第3号)

日程第4 議案第51号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第52号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第53号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

日程第7 閉会中の継続調査について（各委員会）

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成27年第4回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において10番池田龍之介君、11番杉村幸敏君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 第50号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第50号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） おはようございます。御多忙の中、本日は本臨時議会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。議案第50号の平成27年度の和水町一般会計補正予算について、前もって一言、御挨拶といえますか、おことわりを申し上げます。平成27年度の一般会計補正予算につきましては、先頃の6月定例議会提案の補正予算の中から、学校統合事業費の7,779万8,000円及びこれに関わる地方債4,080万等を削除いたしまして、またその他の補正内容については、変更なく提案をさせていただきます。補足については、担当課長より申し上げますけれども、御審議がたよろしく願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） おはようございます。ただいま議題となりました、議案第50号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算書の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,265万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,956万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月30日提出。和水町長福原秀治であります。ただいま、町長が御説明申し上げましたとおり、今回の補正予算につきましては、6月定例会に提案してありました補正予算第2号のうち、10款教育費、1項教育総務費、6目の学校統合事業費の7,779万8,000円を除いた補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、まず地方債4,080万円を削除いたしまして、残りの3,669万8,000円につきましては、第1表歳入歳出予算補正の2ページをご覧くださいと思います。繰越金、19款繰越金、1項繰越金の補正額が補正予算第2号では、9,762万4,000円でしたが、学校統合事業費を削除いたしました関係で、3,699万8,000円を減額いたし、都合6,062万6,000円を追加するものでございます。

歳入については、ただいま申し上げました、地方債6,080万円と繰越金3,699万8,000円を減額をし、他の予算科目等については変更はございません。地方債は4,080万円でございます。失礼いたしました。その他の歳入及び歳出の補正の内容につきましては、前回補正予算第2号と変わりございませんので、詳細の説明につきましては、割愛をさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 7番小山です。今回平成27年度和水町一般会計補正予算が先の6月定例会に引き続きまして提案されておりますが、今回提案された補正予算そのものには、私は何も異存はもちませんが、議会招集のあり方に私は違和感を持っております。もちろん招集権は、議会の招集権は、町長にございますが、今回わざわざ臨時議会を招集する必要があったのかどうか、その点大変私は疑問に思っております。議会を招集するためには、それ相当の経費負担が強いられますけども、今回のように提案の内容次第では、ほかに方法はなかったのかどうかと思います。町長はどのように思われているのか、その点まずお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。お答えをいたします。ほかに方法はなかったのかということでございますけれども、ほかに方法がないわけではありません。ただし、これについては、私としましては、議会に対しましては独自の方法をとるよりも、ちゃんとお断りをして予算執行させていただくということが妥当と思ひまして提案を臨時会を開催の要請をさせていただいたところでございます。この方法につきましては、確かに経費はかかります。ただ、議会の皆さんの議員各位の御了解をいただきたいという思いだけは、わかっていただきたい。そういうふうにと考えると、ろでございませう。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 先ほど総務課長の方からも提案理由の説明がございましたが、ただいまの町長の方からも説明がございましたが、予算書を見てみますと、今回学校統合関連予算はすべて削除してありますけれども、今回このようなかたちで提案をするのなら、なぜ6月定例会の中で修正提案ができなかったのかどうか、どうしても私は腑に落ちませんが、それこそ町長がいつも懸念しておられますし、心配もしておられますが、公金の無駄遣いだと思ひます。これ行政執行上予算執行上おおいに問題があると指摘しておきたいと思ひますが、町長の本音の部分をもう一度お聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 本音ということでございますけれども、本音というのは私にとりましては、お約束しました事業等々を進めてまいりたい。そのために予算の執行に関する補正等々をお願いしてまいりたいと、そういうことでございます。

したがいまして修正をかけたらどうだったかということでございますけれども、私としてはなんとか議会にも御理解をいただいて事業を一步でも進めたいと、そういう思いでございました。ですから、ぎりぎりまで一部の望みをかけたということでございます。

よろしく御理解をお願い申し上げたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい。私があえてこの質問をいたしましたのも、御案内のとおりこれまで学校統合関連の予算につきましては、既に3月の定例会で、一般会計の当初予算を修正して提案したのが、賛成多数で可決しております。それがわかっておりながら、わざわざ今回、同様のパターンで予算計上してあるわけでございますが、普通じゃ私は考えられません。総務課長に聞きますが、なぜ6月の段階でそのことについて対応されなかったのか。町長とどこまで協議をされたのか、そのへんわかりますならちょっとお答えください。それからこれまでの一連の流れをみてみますと、どうも町長の判断がちょっとあまいんじゃないかと思うわけです。町長は行政のトップとしてその責任は大変重たいと思ひますけれども、町長は自らその責任を、やはり町長なりに思いがあらうかと思ひますが、そのへんも含めてなんらかのペナルティを自分自身で考えておる

のかどうか。職員への影響等も含めて考えてお答えいただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。事前に総務課長の助言はどうだったかということでございますけれども、総務課長からはそれなりの助言があっておりました。ただ申し上げましたように、私もどうしても自分の思いというのもございまして、あのような経緯に至ったわけでございます。ここは御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、自らのペナルティということでございますけれども、それは自己で判断をさせていただきたい。そういうふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 3 番蒲池でございます。私も今、小山議員が質問されましたように、一般質問の中で、もう通らないで私は思われたものだろうと思いながら修正案の予算書も作っておられたと思います。そんな中でわざわざ何で議会が混乱してるような、議会が反対しよるけん、この学校建設がなっていかなというような思いがあられるのかなと、私思うところであります。それなぜなのかというと、学校統廃合の設置条例が否決された時点で、この学校建設の予算が入ってるということは、否決されるて思われるんじゃないですか。そこのところの御答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 設置条例が否決されました時点で、その部分につきましては、通常はそう考えるべきであろうというふうに思います。それから感じたこともこれは事実でございます。ただ、先ほど言いましたように、提案者といたしましては、一部の望みというのにかけた思いがございます。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 一部の望みと言われますけれども、通らないとはわかってたじゃないですか。はっきり言って。私から言わせてもらえれば、議会が反対しよるけんが通っていかないというように思わせたいのかなと、思うんです。自己の判断をしたいと言われましたけれども、これだけのことをされて、本当にいつされるんですか。自己のペナルティを。お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 何度も申し上げますけれども、自分で考えておらないことはございません。自分で判断をさせていただきます。時期的についてはこれも自分で判断をさせていただきます。

す。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） ずっと私も議論してますので、あえて申しますと一部の望みを持たれる真意が僕には理解できません。それはなぜなのかというと、21億から6億9,000万。それに関して年次計画で幾らかかるかわからない。そしてその時の予算はわからない。補助金はわからない。そういうことを議会が認めるわけじゃないんじゃないですか。そこまで私は申したつもりです。それにもかかわらず、上程されたこと、そして設置条例が否決された、そこで休憩を入れて、本来であるなら修正をあげれば今回のような臨時会は開く必要はなかったと。町民の損失ですよこれは。はっきりいって。なるべく早く進退も考えていただきたいと思いますけども、これに対しての責任は重いものだろうと私は思ってます。しかし、この一般会計補正予算に関しては、賛成をいたします。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 真摯にうけたまわりました。

○議長（杉本和彰君）

3 番 森 潤一郎君

○3 番（森 潤一郎君） 3 番、森です。私も関連的な形でちょっと福原町長の真意をお伺いしたいと思いますけど、この学校統合問題につきまして、もうまさに、執行部と議会ということなのかあるいは議会そのものなのか、私は昨年の選挙以来ずっと尾を引いているような気がしてしょうがありません。それから、私自身もずっと述べてきましたが、やっぱし学校の教育というのは子どもたちを育てるということですから、その原点にかえりながら、この問題をやっぱし少しでも子どもたちのあるいは、和水町の将来の教育がやっぱこう胸張ってできるようなそういう体制を作りたいという思いの中から私自身はいろいろお尋ねをしたかったし、発言もしてきました。ただ、そのことに非常に残念なことに、福原町長の方から設計業者の招聘であるとか、あるいはいわゆる一部数値を教えていただけなかったとか、いろいろありましたけど、やっぱしなるべくしてこういう形になってしまったのかなという思いをするわけですね。だから、そういう中で、町長は一縷の望みをとおっしゃいますけど、私はどんなに小さな町の政治であってでもいわゆる政治的な行動、課題というのは最後は妥協だというふうに思っております。そうじゃないとですね、人間の真反対から違う形で、お互い討論していくわけですから、そりゃ落ち着くところに落ち着けまいということが出てくるわけですね。もちろんだから、そこに選挙という問題を法律的に絡ませながら世の中を進めていくという形になっておりますけど、ただ、いまの時点ではですね、やっぱしこの町長のその一縷の望みというお言葉を、今ちょっとこう黙って聞きよってですね、そのいわゆる議論とかあるいは折衝とかそういうお互いのやりとりということの話じゃなくて、いわゆる感情的な一面に町長は道を見いだそうというふうに思っておられるのかなというふうに私はちょっとお聞きしたわけですね。ですから、それではやっぱしこの問題はこれ以上

前になかなか進めないんじゃないかなというふうに私自身は思っておりますけど、福原町長のお考えなりをお聞かせいただければ幸いです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議員各位は議員各位の思いがあられる、学校建設を含めましてですね、私は逆にまた私なりの一生懸命の思いがございます。ですから、けして感情的になっておるとかそういうわけではありません。何とか自分の思いを貫き通したい、達成したい。で、御理解をいただきたい、そういうことの思いでございます。したがいまして、私も感情的になっての、何と申しますか、意見の戦わせ方ということはこれまでいたしたという記憶はございませんし、今後ともその姿勢は貫いてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） 私は、一般会計から繰入金として特別養護老人ホームの繰入金が出されております。そういう中ですね、非常にこの老人ホーム、これも厳しい経営内容ではなかろうかと思っております。そういう中で、4月からの改正も、報酬改正もあっております。そういう中で、この繰入金と。4月以降にですね、この老人ホームの経営体というような経営内容をですね、これをどうするのか。今までもう2期連続になるかもしれません、赤字がですね。そういう中で本当にこれから先の老人ホームに対しての経営手腕ですかね、これあたりは会合等はなされているのか、町長自らこれは指揮をとっていかざるをえんと思うわけでございますが、その点、会合等が今後の計画等もなされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 子細につきましては、いろいろ波紋があるといけませんので、お答えを差し控えさせていただきますけれども、全協等々で申し上げましたように、この経営の再建、あるいは経営形態につきましては、申し上げましたように、今後緊急に検討をいたしていかなければならないと、そういうふうに考えておるところでございます。また、担当の施設長についてもそのへんも含めて、今、数字の整理をしてくれているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） 町長は、急々にということでございますが、私はですね、もう4月時点ではっきりこれを立ち上げてですね、やっていかななくてはならないというふうに思っております。これはなぜかと言いますとですね、もう介護報酬の引き下げ、これもあっておるわけですね。それと去年もやっぱし非常に厳しい経営という中でございます。だから本当にですね、早くこれは立ち上げてやらんと、どんどんどん、これは経営的に厳しいというふうに私は思っております。そういう中でですね、施設長あたりもところどころ変わると、これも1つの原因ではないかと思っております。そういうことでですね、今後の立ち上げ、それはそれ相当に緊急にですね、やっ

ていただかんと、これを非常に厳しい経営内容ではなかろうかと思います。そういうところで再度お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） そのへんの必要性というのは十二分に感じておるところでございます。御指摘のとおり、検討につきましても、どういう委員会といいますか、検討いただく組織を利用するかということも含めまして、また議会とも閉会中でありましても、御相談を申し上げたいと、そういうふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） 742万のこれは人件費と思いますが、今の中身とですね、老人ホームの中で、やっぱりいろんな赤字の部分とかあると思います。人員のやり繰りとか、そういうやつができたのではないかなという気もいたします。そういうことで、今後ですね、人員は入れたと、しかし、経営は非常に厳しかったというような結果では私は非常にこれは経営的に何もならんやったつかというような感じも受けます。そういうことでですね、ぜひこれはそれなりの投入をやったならば、それだけの経営手腕をぜひやっぱりやっていかんとできないというふうに思っておりますので、その点、経営のところをですね、十二分に考慮しながらやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） しっかりうけたまわりました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第51号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予

算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、議案第51号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。一枚おめくりください。平成27年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ373万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億228万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月30日提出。和水町長福原秀治でございます。

以上で、議案第51号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第52号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第52号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）、平成27年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億9,602万1,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月30日提出。

和水町長福原秀治でございます。

以上で、議案第52号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第53号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第53号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算書（第1号）について提案理由の説明をいたします。予算書の裏面をお開きください。平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ742万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億8,277万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月30日提出。和水町長福原秀治。

以上で、議案第53号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。施設長にお尋ねいたします。先ほど、9番議員からも一般会計補正予算の折にですね、いろいろ御指摘がございました。4月から法改正があつてますよね。それに伴ってその指導どおりに今後菊水特老を運営した場合にですね、どれくらいの他

会計からの繰入れが必要になるのか、その試算はされたことありますか。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） お答えいたします。町からの繰入金についての試算はしておりませんが、4月の法改正で介護報酬が下がったということで、それのところについての試算はしております。その金額は大体ひと月あたり100万から120万程度の減額だろうということの試算はいたしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） まあ、以前のことを言うのであればですけども、以前は特老会計からですね別会計の方に繰出してたんですよ、余裕があったからですね。それで要介護1段階から5段階までありますよね、すると国は特別養護老人ホーム、特養施設については介護3以上の入所しかできないと国は方針を打ち出してますよね。そうすると、経営上は好転する、私もそう思います。しかし、町が運営している以上ですね、町に結局、貢献された人たちですね、御高齢の、その人たちが要介護1、2ということであればですよ、入所できないわけですよ。国の指導方針にしたがえばですよ。そのところを切っていく覚悟でおるのか、それとも町で運営しているから要介護1、2の人たちでも入所させるのか。それにですね、この特別養護老人ホームの経営状態というのは、がらっと変わるんですよ。そこで、お尋ねしますけれども、病院特老運営審議会というのがあると思います。そこにこういう問題を提示されましたか。そして、もし提示されていたならば、そこで病院特老運営審議会はどのような答申をなされましたか。そこをお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 大変申し訳ございませんけども、この数字の減額、介護報酬が下がって、100万から120万くらい下がるだろうということの答申はまだしておりません。それと、先ほど、要介護度の3以下は入所できないというふうなお話しでございますけども、これは町の方針、その基準があればですね、権利的には要介護1から入所権ございますので、できないということではございません。これのどういうふうにやっていくかというのは、これから運営審議会あたりとか、これから立ち上げる協議会あたりですね、町の方針はどうしていくかと、健康福祉課あたりとの協議も必要でございますけども、町の方針はどうするかということを決めていたいた方で、この特老の経営方針はだいぶ変わってくると思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 何で、病院特老運営審議会に諮らないんですか。危機管理能力がないんじゃないんですか。成り立っていかんかもわからんとですよ。4月から変わられたからあれですけども、もう3カ月ですよ。それくらいのことは考えたっていいんじゃないですか。考えられ

て当然だと私は思います。ぜひ、病院特老運営審議会の方に諮ってくださいよ。特老だけで答えを出すんじゃないんですよ。いろいろな横のつながり、そこで総合的に判断しなければですね、見誤りますよ。最後に町長の覚悟というか、そこをお聞かせいただきたいんですけども、この特別養護老人ホームをですね、の運営を国が指導出している要介護３以上で入所者を募るのか、それとも先ほど私が言いましたように、町に貢献された方々、高齢者の方々がおられます。それで、要介護１、２の方も入所させるのか、そのところを、最後にお覚悟をお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず、前段の部分で、私に対する御質問の前段の部分ですが、病院それから特別養護老人ホーム運営審議会、先ほど別の議員さんの御質問に答えた際に、どういう組織をお願いするかという中にはこのへんの審議をまずもってお願いしたいというのが色濃くございました。それから、施設長に関しましては、私の明確な指示を出していなかった部分がありますので、あわせて御容赦いただきたいというふうに思います。それから、後段の部分、要介護１、２の皆さんをどう扱うかということでございますけれども、公設公営ということに照らし合わせてみますと、池田議員のおっしゃるとおり、この和水町を支えてきていただいた皆さん、ですから、それに対しては敬意とそれから尊厳を表しながらですね、社会的背景、事情等々もよくよく検討をしなければいけませんけれども、ただこれは前段の私の思いとしましては、そういう御要望にはですね、なるべくお答えしたいなという思いはございます。ただ、それは、これが正式な回答ということではなくて、私の思いとして、お受け止めいただければというふうに思います。このへんについては、申し上げましたように、運営審議会等々の御意見をいただきながら、方向性を定めていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続調査について

○議長（杉本和彰君） 日程第7「閉会中の継続調査について」を議題とします。各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成27年第4回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員